

農振農用地の除外・編入受付を停止します

農業振興地域で農用地区域の指定がされている土地（農振農用地）を農地以外の用途に変更する場合は、除外申請が必要となります。

平成 30、31 年度の 2 カ年で農業振興地域整備計画の総合見直しを実施するため、平成 30 年 11 月 2 日～約 1 年間の除外・編入申請の受付ができなくなります。

現在、具体的な除外・編入計画のある方は、9 月 28 日までに農業振興課へ相談し、11 月 1 日までに申請を行ってください。

皆様にはご迷惑をおかけしますが、ご理解、ご協力の程よろしく申し上げます。

【受付停止期間】 平成 30 年 11 月 2 日
～約 1 年

【対 象】 現在、具体的な除外・編入
計画のある方

【担 当】 市役所農業振興課 農業企画係

【連絡先】 電 話 22-7470
FAX 22-7589



農振農用地区域内の農地等の農地転用許可申請の受付停止について

農業振興地域整備計画の見直しが実施されることに伴い、農振農用地区域内の農地等を対象とした農地法第 4 条第 1 項及び第 5 条第 1 項の規定による許可申請（一時転用を除く）については、平成 30 年 11 月 2 日から約 1 年の期間、受付を停止します。

詳しくは、担当係までお問い合わせください。

【担 当】 農業委員会事務局 農地調整係

【連絡先】 電 話 22-7578

